日調連発第３３６号
平成２８年3月１４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

除籍等が滅失等している場合の相続登記について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別　添

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第２１９号
平成２８年３月１１日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

除籍等が滅失等している場合の相続登記について（通達）

相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において，相続を証する市町村長が職務上作成した情報（不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）別表の２２の項添付情報欄）である除籍又は改製原戸籍（以下「除籍等」という。）の一部が滅失等していることにより，その謄本を提供することができないときは，戸籍及び残存する除籍等の謄本のほか，滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書及び「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書添付）の提供を要する取扱いとされています（昭和４４年３月３日付け民事甲第３７３号当職回答参照）。

しかしながら，上記回答が発出されてから５０年近くが経過し，「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提供することが困難な事案が増加していることなどに鑑み，本日以降は，戸籍及び残存する除籍等の謄本に加え，除籍等（明治５年式戸籍（壬申戸籍）を除く。）の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書が提供されていれば，相続登記をして差し支えないものとしますので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，この通達に抵触する従前の取扱いは，この通達により変更したものと了知願います。